

各主体別の取組等における GFC 戦略目標別グルーピング¹⁾

令和 6 年 9 月
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

戦略的目的 A

ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するための法的枠組み、組織的メカニズム及び能力が整備されている。

ターゲット A1	2030 年までに、 各国政府 は、その国の状況に適した形で、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確立している。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- 国際条約に基づく取組及び関係法令の執行等（例）ストックホルム条約、水俣条約、水銀法、化審法等（経産省）
- 事業者による GHS ラベル・SDS 等の活用促進ラベル、SDS の情報を活用したリスクアセスメントを進めるため、労働安全衛生法に基づくラベル・SDS の対象物を国の GHS 分類で危険性・有害性が区分された物質全てに拡大する（令和 6 年 4 月より順次施行）。（厚労・安衛部）
- 化審法、化管法、農取法、水銀汚染防止法等、法令に基づくリスク評価・管理を進めている。（環境省）
- 化学物質等による室内空気汚染対策（いわゆる「シックハウス問題」）について、実態調査等を実施するとともに、指針値の設定・見直しを行っている。（厚労省 化対室）
- 家庭用品規制法における検討対象物質選定スキームについて、現在議論中。（厚労省 化対室）
- 定期モニタリング、条例による化学物質対策等を継続している。（神奈川県）
- PFAS の他、例えばマイクロプラスチックの流出、災害時の化学物質流出といった課題を認識しており、行政指導指針へ位置づけるなど対応をとっている。県独自調査や国の動向を注視しながら、適宜条例の規定の改定などを検討する。（神奈川県）

¹⁾ 第 19 回化学物質と環境に関する政策対話（令和 6 年 2 月 28 日開催）での資料 2 「GFC における各ターゲットと各主体別の取組等」における「3. 各主体別の取組等における GFC 戦略目標別グルーピング」から、各該当項目を抜粋（出典元 URL リンク：<https://www.env.go.jp/content/000202544.pdf>）。4 種類の主体（**政府・国**、**政府間組織**、**企業・民間部門**、**関係主体・部門**）をそれぞれハイライトした。

ターゲット A2	2030年までに、 政府間組織は 、効果的な化学物質と廃棄物管理戦略を実施しようとする各国政府及び関係主体のニーズを支援するためのガイドラインを策定し、特に「化学物質管理における意思決定のための、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラムのツールボックス」の更新をその基礎とする。
-------------	--

ターゲット A3	2030年までに、 企業は 、ライフサイクル全体を通じて化学物質による有害な影響を防止し、防止が不可能な場合は最小化するための措置を実施する。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- レスポンシブル・ケア活動（日化協、住友化学）
- 2022年12月「製品含有化学物質管理ガイドライン」を日本自動車部品工業会と共に策定・公表し、自動車業界における適切な化学物質管理を推進中。（自工会）
- 2005年～自動車業界における管理対象物質リストであるGADSL(Global Automotive Declarable Substance List)を作成。グローバルな規制アップデートに合わせて、毎年改定。（自工会）

ターゲット A4	2030年までに、 主体は 化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引を効果的に防止する。
-------------	--

ターゲット A5	2030年までに、 各国政府は 、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止している化学物質の輸出の届出、規制、禁止に向けて取り組む。
-------------	---

ターゲット A6	2030年までに、 全ての国が 、中毒の防止と対応に不可欠な能力を備えた中毒センターを利用できるようにするとともに、化学物質のリスク防止と臨床中毒学に関する研修を受けられるようにする。
-------------	---

ターゲット A7	2035年までに、リスクが管理されておらず、より安全で安価な代替品が利用可能な場合において、 主体は 農業における有害性の高い農薬を段階的に廃止するための効果的な措置を講じ、それらの代替への移行を促進し、利用可能にする。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- 化学農薬等による生態系・生物多様性影響調査（国環研）
- 農薬再評価のあり方についての提言の作成・提出と意見交換（JEPA）

戦略的目的B

情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で、全ての人に入手可能である。

ターゲット B1	2035年までに、化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用可能でアクセス可能である。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- 化学情報データベース Webkis-Plus：化学物質管理・利用に必要な情報基盤を整備（国環研）

ターゲット B2	2030年までに、 主体は 、可能な限り、バリューチェーン全体を通じて、材料や製品中の化学物質に関する信頼できる情報を利用できるようにする。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- 自動車業界との連携のための産業間連携検討会の立ち上げ（JAMP）
- 自動車連携のためのフォーマット chemSHERPAVer3 検討・V2R1 開発（JAMP）
- サプライチェーン環境情報伝達システム（IMDS）の利用を継続して実施中（自工会）
- GPS/JIPS 活動を通じた安全性要約書の公開（日化協）
- DPP 関連：製品管理における化学物質のトレースシステムに関する研究・試行（浅利）
- サーキュラーエコノミー実現に向けた DPP の日本での実現（崎田）
- GPS/JIPS 活動を通じた安全性要約書の公開（化学物質リスク評価支援ポータルサイト BIGDr への Upload）（JSDA）
- 成分情報開示自主基準（JSDA）

ターゲット B3	2035年までに、 主体は 、化学物質と廃棄物の環境への排出と放出に関するデータに加えて、材料と製品への化学物質の使用を含む化学物質の生産に関するデータを生成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセス可能にする。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- PRTR データ検討会の開催（T ウォッチ）
- アジアの NGO との共同調査—環境ホルモン使用実態調査（T ウォッチ）

ターゲット B4	2035年までに、 主体は 、有害性及びリスク評価並びに化学物質と廃棄物管理に適切なガイドライン、利用可能な最良の慣行及び標準化されたツールを適用する。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- 化学物質リスク評価支援ポータルサイト（JCIA BIGDr）構築・公開・定期更新（日化協）
- 製品の安全性再評価、リスク評価の実施（住友化学）

ターゲット B5	2030年までに、化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代替品及び化学物質と廃棄物のリスクを削減するベネフィットに関する教育、研修、市民啓発プログラムが、ジェンダーに対応したアプローチを考慮しながら、開発され、実施されている。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 情報公開およびコミュニケーションの充実（住友化学）
- 化学品総合管理システム(SuCCESS)の有効活用によるハザードコミュニケーション（住友化学）
- ケミカルリスクフォーラムの開催、Web配信の追加による受講者拡大（日化協）
- JEC連合では全体の安全衛生研修会を年2回開催。各分会（石油・化学・セメント・塗料・医薬化粧品）は年1回以上開催（JEC連合）
- SDGsやカーボンニュートラルなどの研修会や産業シンポジウムを通じ、課題共有や意識向上を図っている（JEC連合）
- 1993年より「全国セーフティネット集会」を1年に1回全国規模で開催し、化学物質の取り扱いを含む労働安全衛生に係る啓発や課題の洗い出しを行っている。（連合）
- 新たに規制対象となる化学物質・製品等に関する周知の強化（例）水銀使用製品等（経産省）
- パンデミックで、洗浄剤製品の果たす役割が大きい点が認識されたが、正しい使い方啓発の継続を行う。特に、小学生を対象とした手洗いの啓発、講座（オフライン、オンライン含む）を継続（JSDA）
- 重要性を訴えるポスターコンテスト継続（JSDA）
- 市民の化学物質への理解を深めるための公開講座、学習会の開催（Tウォッチ）
- PRTRデータ利用のための普及啓発活動（Tウォッチ）
- 住民とPRTR届出企業と行政によるリスクミ合会（Tウォッチ）
- 国際市民セミナー・学習会の開催テーマ：バイオモニタリング、内分泌かく乱化学物質問題、PFAS問題、子どもの健康に悪影響を及ぼす化学物質、プラスチックに含まれる有害化学物質等（JEPA）
- パンフレットの作成 テーマ：香害、PFAS汚染（JEPA）
- 県内河川等で暫定目標値を超える濃度でPFASが検出されたが、定期モニタリングや飲用防止などの注意喚起を行っている。（神奈川県）
- リスクコミュニケーション①東京都消費者月間交流フェスタポスター展示と説明②千代田区くらしの広場ポスター展示と説明③化学工業会東京地区消費者対話集会への参加④プラスチック工業連盟と消費者団体との懇談会参加⑤機関紙しゅふれんたより化学物質「何じゃ問じゃ」（主婦連）
- PRTRデータを活用した地域でのリスクコミュニケーション（崎田）
- 化学物質情報の製品への表示の徹底と、表示の活用（崎田）
- 環境団体との学習会、キャパシティービルディング（オーフスネット）

ターゲット B6	2030年までに、 全ての政府は 、自国の状況に適した形で、全ての関連部門において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）を適宜実施する。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 事業者による GHS ラベル・SDS 等の活用促進
ラベル、SDS の情報を活用したリスクアセスメントを進めるため、労働安全衛生法に基づくラベル・SDS の対象物を、国の GHS 分類で危険性・有害性が区分された物質全てに拡大する。（令和6年4月より順次施行）。（厚労省 安衛部）
- 製品表示に関する取り組み（GHS の自主的試行、安全図記号の自主基準化）（JSDA）

ターゲット B7	2030年までに、 主体は 、可能な限り、ヒト（実現可能な場合に限り、性別、年齢、地域、その他の人口動態的要因及びその他の関連する健康決定要因ごとに細分化されたもの）、その他の生物相及び環境媒体における化学物質の濃度及び潜在的ばく露源に関する包括的かつ利用しやすいモニタリング及び監視データと情報を生成し、利用できるようにする。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- 環境・人ばく露モニタリング、環境監視を継続的に実施（環境省）
- 自主的なモニタリング調査（主婦連）
- 定期モニタリング、条例による化学物質対策等の継続（神奈川県）
- 代表的界面活性剤の自主的環境 Monitoring とリスク評価と公開（JSDA）

戦略的目的 C

懸念される課題が特定され、優先順位が付けられ、対処される。

ターゲット C1	特定された懸念事項について、タイムラインを含む作業プロセス及び作業計画が確立され、採択され、実施される。
-------------	--

戦略的目的 D

人の健康と環境へのベネフィットが最大化され、リスクが防止され、防止が実行不可能な場合は最小化されるように、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策が存在する。

ターゲット D1	2030年までに、 企業は 、化学物質のライフサイクル全体を通じて、サステナブル・ケミストリーと資源効率を推進するためのイノベーションに一貫して投資し、それを達成する。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- Sumika Sustainable Solution 推進（住友化学）
- 「油脂代替研究」に関する研究助成を開始（JSDA）

- プラスチック容器廃棄物の当工業会リサイクル目標値を設定（JSDA）

ターゲット D2	2035年までに、 各国政府は 、利用可能な最良の技術、グリーン調達及び循環経済アプローチなど、ライフサイクル全体を通じて、より安全な代替と持続可能なアプローチを用いた生産を奨励する政策を実施する。政府は、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施。
-------------	--

ターゲット D3	2030年までに、 金融部門を含む民間部門は 、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための戦略と方針を、その金融アプローチとビジネスモデルに組み込み、国際的に認知された、又は同等の報告基準を適用する。
-------------	---

ターゲット D4	2030年までに、 関連主体は 、研究・革新プログラムにおいて、消費生活用製品を含む製品や混合物中に含有される有害物質に対する持続可能な解決策と、より安全な代替物質を優先する。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- LRI：安全性研究助成事業を通じた研究支援（継続）。ICCA-LRI 国際 Workshop 開催。（日化協）
- 化学物質やナノマテリアルの毒性評価手法の開発（国環研）
- 安全性に関する研究、生態影響試験及び評価に関する研究（国環研）
- 生態影響試験に関する標準機関としての機能（国環研）
- 試験用水生生物の維持と提供（国環研）
- Long-range Research Initiative への取組（住友化学）
- 有害物質管理関連：特に水銀廃棄物の適正処理に向けた新たな中長期的対策や他の化学物質管理への応用（浅利）

ターゲット D5	2030年までに、 各国政府は 、アグロエコロジー、総合的病害虫管理、適切な場合には非化学物質代替の使用を含む、より安全で持続可能な農業慣行への支援を強化する政策とプログラムを実施する。
-------------	--

ターゲット D6	2030年までに、 主要な経済と産業部門において 、持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略が策定・実施される。この戦略では、優先的に対処する懸念化学物質を特定し、バリューチェーンにおけるその影響を削減し、さらに実行可能な場合は、その投入を削減するために、基準及び例えばケミカルフットプリント・アプローチのような措置を特定する。
-------------	--

ターゲット	2030年までに、 主体は 、全ての関連部門及びサプライチェーン全体におい
-------	--

D7	て、効果的な労働安全衛生の慣行と環境保護措置を確保するための措置を実施し、その努力をする。
----	---

施策・取組（主体名）

- 国の GHS 分類で危険性・有害性が区分された物質を製造・取り扱う事業者に対し、リスクアセスメントの結果等に基づき、ばく露を最小限とすること、国が定める濃度基準値がある物質は、その物質に対するばく露の程度が濃度基準以下とすることを義務付ける。（令和6年4月より施行）（厚労省 安衛部）
- 危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質の製造や取扱い等の作業に当たっては法規制を遵守するとともに、事業者が実施する労働災害防止に関する措置に主体的に参画・協力をしている。（JEC 連合）
- 「連合労働安全衛生取り組み指針（2023～2027年度）」を受け「JEC 連合安全衛生指針」を改定中。（JEC 連合）
- 3年に1度、「労働安全衛生に関する調査」を実施し、職場における実態把握と課題抽出を行っている。（連合）

戦略的目的 E

増大した効果的なリソース動員、パートナーシップ、協力、能力形成及び全ての関連する意思決定プロセスへの統合を通じて、実施が強化される。

ターゲット E1	2035年までに、各国政府は、全ての関連部門計画、予算及び開発計画と開発援助政策・プログラムにおける実施を通じて、化学物質と廃棄物の適正管理を主流化する。
-------------	---

ターゲット E2	2030年までに、化学物質と廃棄物の適正管理を達成するために、部門間及び主体間のパートナーシップとネットワークが強化される。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 自動車業界との連携のための産業間連携検討会の立ち上げ（JAMP）
- 環境分野における参加を促進するための制度の提言等（オーフスネット）
- 農薬再評価のあり方についての提言の作成・提出と意見交換（JEPA）
- PFAS 汚染問題解決に向けての提言（JEPA）
- 製品中の化学物質情報の公表のあり方（JEPA）
- プラスチック資源循環における有害化学物質規制の実施を求める提言（JEPA）
- 国際的情報発信（国際環境化学および環境毒性学会 アジア太平洋大会、アジアオセアニア石鹼洗剤工業会、国際洗剤協会ネットワーク）（JSDA）

ターゲット E3	化学物質と廃棄物の適正管理の達成を支援するために必要な、あらゆる資金源からの十分で、予測可能かつ持続可能な資金が、民間資金の活用や革新的なブレンデッド・ファイナンススキームの促進によるものを含め、全ての
-------------	---

	主体によって、全ての部門において、枠組みのビジョン、戦略目的及びターゲットに沿って特定され、動員される。
--	--

ターゲット E4	化学物質に関するグローバル枠組み基金を通じたものを含む能力形成のために、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための資金ギャップが特定され、検討される。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- ICCA ASEAN Regulatory Cooperation Project (ARCP) を通じた能力開発活動（日化協）

ターゲット E5	2030年までに、各国政府は、化学物質と廃棄物の適正管理にかかるコストを、様々なアプローチを通じて内部化するための政策を導入するための措置を講じる。
-------------	--

ターゲット E6	2030年までに、主体は、気候変動の解決策、生物多様性の保全、人権保護、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ又はプライマリー・ヘルスケアに関するもののような、その他の主要な環境・保健・労働方針と化学物質と廃棄物管理との間の相乗効果と関係性を特定し、必要に応じて強化する。
-------------	---

(以上)

添付：第19回「化学物質と環境に関する政策対話」への出席者（敬称略）

学識経験者

浅利 美鈴 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所、研究基盤国際センター 教授
亀屋 隆志 国立大学法人横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授
村山 武彦 東京工業大学 環境・社会理工学院 教授

市民

有田 芳子 主婦連合会 環境部長
橘高 真佐美 オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 事務局長
樋田 博 特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事
中下 裕子 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事
中地 重晴 熊本学園大学 教授

労働団体

森 裕樹 日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長

産業界

岩崎 雅彦 一般社団法人 日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学物質管理部会 副部長、日産自動車株式会社
小田原 恭子 住友化学株式会社 執行役員、生物環境科学研究所長
大谷 泰久 日本石鹼洗剤工業会
(西條委員代理)
三橋 智子 一般社団法人 日本化学工業協会
(須方委員代理)
春日 義昭 アーティクルマネジメント協議会
(山田委員代理)

行政

菊池 宏海 神奈川県環境農政局環境部環境課
(田中委員代理)
稲角 嘉彦 厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長
高村 亜紀子 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長補佐
(安井委員代理)
神田 浩輝 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長補佐
(西山委員代理)
吉川 圭子 環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長

事務局

神ノ田 昌博

環境省 大臣官房 環境保健部長

高木 恒輝

環境省 大臣官房 環境保健部 水銀対策推進室長